

第 6 章 共同溝

第 1 節 適用

1. 本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、立杭構築工、シールド工、開削土工、現場打ち構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第 1 編第 1 章第 8 節工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第 1 編第 1 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。
なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通）、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本道路協会	共同溝設計指針	(昭和 61 年 3 月)
道路保全技術センター	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	(平成 6 年 3 月)
土木学会	トンネル標準示方書・同解説（シールド工法編、開削工法編）	(平成 18 年 7 月)
土木学会	コンクリート標準示方書	(平成 20 年 3 月)
日本下水道協会	シールド工事用標準セグメント	(平成 13 年 7 月)
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	シールドトンネル設計・施工指針	(平成 21 年 2 月)

第 3 節 工場製作工

Ⅲ－7－6－3－1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り**施工計画書**に記載しなければならない。

Ⅲ－7－6－3－2 設備・金物製作工

設備・金物製作工については、本編第 4 章第 3 節工場製作工の規定によるものとする。

Ⅲ－7－6－3－3 工場塗装工

工場塗装工は、道－I－I－3－13工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 立坑構築工

第Ⅱ編第3章第3節立坑構築工の規定及び工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）第2章第9節立坑工の規定によるものとする。

第5節 シールド工

第Ⅱ編第3章第4節シールド工の規定及び工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）第2章第4節管きょ工（シールド）の規定によるものとする。

第6節 開削土工

Ⅲ-7-6-6-1 一般事項

1. 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、作業残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが**確認**されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を**確認**しなければならない。なお、埋設物が**確認**されたときは、布掘又はつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。

Ⅲ-7-6-6-2 掘削工

1. 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設物の位置を明確にするものとする。
2. 受注者は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は監督職員と**協議**するものとする。
3. 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等については、**設計図書**に定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。
4. 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は監督職員と**協議**するものとする。

Ⅲ-7-6-6-3 埋戻し工

1. 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場合の埋戻しには**設計図書**に定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締固めなければならない。

Ⅲ-7-6-6-4 残土処理工

残土処理工については、道-I-1-3-3第2項(7)残土処理工の規定によるものとする。

第7節 現場打構築工

Ⅲ-7-6-7-1 一般事項

本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

Ⅲ-7-6-7-2 現場打躯体工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打ち継ぎ位置を**施工計画書**に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、**施工計画書**に記載して、施工方法を監督職員に**提出**しなければならない。

Ⅲ-7-6-7-3 歩床工

1. 受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。
2. 受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかになるように仕上げなければならない。

Ⅲ-7-6-7-4 継手工

受注者は、**設計図書**に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようにしなければならない。

Ⅲ-7-6-7-5 カラー継手工

受注者は、カラー継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

Ⅲ-7-6-7-6 防水工

1. 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
2. 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第8節 プレキャスト構築工

Ⅲ-7-6-8-1 一般事項

本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦締工、横締工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定めるものとする。

Ⅲ-7-6-8-2 プレキャスト躯体工

プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）によるものとする。

Ⅲ-7-6-8-3 縦締工

縦締工の施工については、道-Ⅲ-5-5-3 ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)

及び（８）～（１１）の規定によるものとする。

Ⅲ－７－６－８－４ 横締工

現場で行う横締工の施工については、道－Ⅲ－５－５－３ポストテンション桁製作工の３項（３）～（６）及び（８）～（１１）の規定によるものとする。

Ⅲ－７－６－８－５ 可とう継手工

受注者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

Ⅲ－７－６－８－６ 目地工

受注者は、目地の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

第９節 付属設備工

Ⅲ－７－６－９－１ 一般事項

本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定めるものとする。

Ⅲ－７－６－９－２ 設備工

受注者は、設備工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

Ⅲ－７－６－９－３ 付属金物工

付属金物工については、本編第４章第３節工場製作工の規定によるものとする。